コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　The Fukui Bank, Ltd.

最終更新日：2015年9月30日
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 林　正博
問合せ先：経営企画グループ経営管理チーム
証券コード：8362
http://www.fukuibank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることで、当行の存在意義を示した企業理念を実現し、当行が「地域で最も信頼され、支持される銀行」となるとともに、株主のみなさまにも当行の株式を安心して長期的に保有していただけるようになることを目的として、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。
（1）当行は、株主のみなさまの権利を尊重するとともに、株主のみなさまの平等性の確保に努めます。
（2）当行は、株主のみなさまを含むステークホルダーの利益を考慮するとともに、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
（3）当行は、非財務情報を含む会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
（4）当行は、独立社外取締役が中心的な役割を担う体制を構築するとともに、その体制を活かして、取締役会による業務執行の監督機能の実効性向上に努めます。
（5）当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、株主のみなさまとの建設的な対話の実施に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
□上場株式の政策保有に関する基本方針
・当行は、地域金融機関として、当行と投資先企業の間の取引の維持・強化、又は投資先企業の財務状況の改善を図る必要性が高いと判断する場合には、当行及び投資先企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として政策保有を行うこととしております。
・政策保有の必要性については、投資先企業毎に、政策保有を行うことによる中長期的な経済合理性や投資先企業の将来の見通し、投資先企業の地域経済との関連性などを検証し総合的に判断することとしております。
・また、政策保有の必要性については定期的に見直し・検証を行うとともに、必要性が認められない場合には、当該政策保有の解消等を検討することとしております。

□政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針
・当行は、当該議案が当行及び投資先企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、すべての議案に対して議決権を行使することとしております。
・投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを判断するにあたっては、投資先企業の規模及び当行の投資額の規模に応じて、当該議案が当行の当該政策保有目的に与える影響、投資先企業の経営状況及び株主還元状況などを検証し総合的に判断することとしております。
・当該議案が株式価値に大幅な変動を与える場合や議案内容に不明な点がある場合には、投資先企業と個別に対話を行い判断することとしております。

【原則1－7】
当行は、当行の役員や主要株主等との取引を行う場合には、その取引が当行や株主共同の利益を害することがないよう、また、そうした懸念を惹起することがないよう、以下の体制を整備しております。
・当行のコンプライアンス態勢の維持向上を目的とした「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、取締役及び執行役の義務と責任、株主の権利行使に関する利益供与の禁止、アームズ・レングス・ルールの遵守を周知徹底することとしております。また、コンプライアンス態勢の維持向上を図るための具体的な実践計画として、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス態勢の維持向上に努めることとしております。コンプライアンスの遵守状況については、定期的又は必要に応じて都度、コンプライアンス会議、担当執行役へ報告を行うこととしております。
・当行と取締役及び執行役との間での競業取引及び利益相反取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」に取締役会の承認事項及び報告事項として規定するとともに、取締役会においては承認及び報告を通じて監視を行うこととしております。また、監査委員会においては、「監査委員会監査基準」に規定の方法により監査することとしております。
・取締役及び執行役との間での競業取引及び利益相反取引を取締役会で決議するにあたっては、事前にリスク統括グループによるリーガルチェックを行うこととしております。また、当行と主要株主等の特定関係者との間の取引においても、必要に応じて、当該部署によるリーガルチェックを行うこととしております。

【原則3－1】
（1）当行は企業理念を制定し公表しております。詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/profile/principles.html）
また、中期経営計画につきましても制定し公表しております。詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/profile/middle_management.html）

（2）当行におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、その基本的な考え方に基づいた運営方針を定めた「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定し、当行のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/profile/cg.html）

（3）報酬委員会が取締役および執行役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書の「【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しておりますので、ご参照ください。

（4）指名委員会が取締役候補者の決定を行うにあたっての方針、及び取締役会が執行役の選任を行うにあっての方針については、当行のホームページで公表しております「コーポレートガバナンスの基本方針」の「取締役会の構成」、「取締役の選任」及び「執行役の構成・選任」に規定しておりますので、ご参照ください。
取締役候補者の決定にあたっては、当行のホームページで公表しております「コーポレートガバナンスの基本方針」の「指名委員会の運営」に規定している通り、当行の指名委員会において決議することとしております。
また、取締役会が執行役を選任するにあたっては、取締役会において十分に選任案の審議を行った上で決議することとしております。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/profile/cg.html）

（5）取締役候補者及び執行役候補者の選任理由につきましては、下記をご参照ください。

【取締役候補者の選任理由】
・伊東　忠昭（再任）
昭和46年に当行入行後、経営管理部門、経営企画部門といった本部各部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成11年より取締役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、平成22年より代表執行役頭取に就任し企業経営全般に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・林　正博（再任）
昭和56年に当行入行後、経営管理部門、経営企画部門、監査部門といった本部各部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成20年より取締役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、平成21年より執行役を兼務し、平成26年においては代表執行役専務に就任し企業経営全般に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・朝倉　真博（再任）
昭和55年に当行入行後、営業推進部門、経営企画部門といった本部各部門に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成22年より執行役に就任し、平成24年より取締役兼常務執行役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、平成26年においては代表執行役専務に就任し企業経営全般に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・中嶋　浩顕（再任）
昭和57年に当行入行後、営業推進部門、経営企画部門といった本部各部門に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成24年より執行役に就任し、平成25年より取締役兼常務執行役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、平成26年においては市場運用部門、事務企画部門の業務執行に携わるなど、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・井上　哲夫（再任）
昭和60年に当行入行後、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成24年より執行役に就任し、平成25年より取締役兼常務執行役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、平成26年においては本店営業部の業務執行に携わるなど、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・佐野　慎治（再任）
昭和61年に当行入行後、経営企画部門、リスク管理部門といった本部各部門に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成26年より取締役として当行の取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、監査委員会の委員として当行の監査全般に携わるなど、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、企業経営に関する経験及び見識を活用して、経営手腕を発揮することができる人物と判断し、取締役候補者として選任いたしました。

・吉川　奈奈（再任）
法曹界における長年の経験を有しており、弁護士として特に企業法務に関して豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。
平成19年より社外取締役として、独立した客観的な立場から、その職務を適切に遂行してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き社外取締役として、その職務を適切に遂行することができる人物と判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。

・内上　和博（再任）
法曹界における長年の経験を有しており、弁護士として特に企業法務に関して豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。
平成26年より社外取締役として、独立した客観的な立場から、その職務を適切に遂行してまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き社外取締役として、その職務を適切に遂行することができる人物と判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。

・南保　勝（新任）
公立大学法人福井県立大学の教授、博士（経済学）として、特に地域経済に関して豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。
それを当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任いたしました。

【執行役候補者（取締役兼任者を除く）の選任理由】
・牧野　浩一（再任）
昭和57年に当行入行後、経営企画部門、監査部門といった本部各部門に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成25年より執行役として経営企画部門の業務執行に携わってまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、執行役として、取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行ができる人物と判断し、執行

役候補者として選任いたしました。

・湯浅　徹（新任）
昭和61年に当行入行後、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成25年より当行の最高幹部職員である執行役員に就任し、営業店長として営業店統括及び営業推進に携わってまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、執行役として、取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行ができる人物と判断し、執行役候補者として選任いたしました。

・前田　英之（新任）
昭和62年に当行入行後、融資部門に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。
また、平成25年より当行の最高幹部職員である執行役員に就任し、営業店長として営業店統括及び営業推進に携わってまいりました。
こうしたこれまでの実績を踏まえ、執行役として、取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行ができる人物と判断し、執行役候補者として選任いたしました。

【補充原則4－1－1】
当行の取締役会は、法令上、取締役会における決議事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定を行い、それ以外の業務執行の決定については、取締役会が選任する執行役に委任することとしております。

【原則4－8】
当行は、本報告書の「【独立役員関係】独立役員の人数」に掲載の通り、2名の独立社外取締役を設置しております。

【原則4－9】
当行が定める「社外取締役の独立性基準（社外取締役候補者選任基準）」の概要については、本報告書の「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－1】
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役候補者の決定に関する方針・手続については、当行のホームページで公表しております「コーポレートガバナンスの基本方針」の「取締役会の構成」、「取締役の選任」及び「指名委員会の運営」に規定しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/profile/cg.html）

【補充原則4－11－2】
当行は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、当行ホームページで公表しております「株主総会招集ご通知」に掲載しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）
また、本報告書の更新日時点における社外取締役の重要な兼職の状況については、本報告書「【社外取締役に関する事項】会社との関係（2）」にも記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－3】
取締役会全体の実効性についての分析・評価については、平成26年度の分析・評価は、監査委員会が執行役の業務執行状況について監査することの一環として毎年開催している職務執行監査会において、全取締役及び全執行役が出席のうえ実施いたしました。
その中で、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認いたしました。
なお、以下のような意見、提言が各取締役から出ており、継続して対応してまいります。
・社外取締役に対する取締役会資料の事前配布及び事前説明の継続実施等による行内情報の提供
・取締役会資料の簡素化とメリハリのある報告への工夫
・社外取締役からの提言事項に対する業務執行上の対応状況に関する報告
・変化する経済環境及び多様化・高度化するお客さまニーズに対応するための業務執行のスピードの一層の向上とそれに応じた監督機能の発揮

なお、平成27年度からは、社外取締役連絡会で取締役会に関する評価を行うとともに、取締役会において当該評価結果に基づいて取締役会全体の実効性についての分析・評価を行うことで、当行のコーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】
取締役及び執行役に対するトレーニングの方針については、当行のホームページで公表しております「コーポレートガバナンスの基本方針」の「取締役及び執行役の研鑽及び研修」に規定しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/profile/cg.html）

【原則5－1】
株主のみなさまとの建設的な対話に関する方針については、当行のホームページで公表しております「コーポレートガバナンスの基本方針」の「株主との対話」に規定しておりますので、ご参照ください。
（http://www.fukuibank.co.jp/ir/profile/cg.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	13,865,335	5.74
福井銀行職員持株会	9,028,823	3.73
日本生命保険相互会社	7,888,153	3.26
住友生命保険相互会社	7,662,000	3.17
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,154,596	2.13
株式会社大垣共立銀行	3,535,000	1.46

轟産業株式会社	3,402,885	1.40
三井住友海上火災保険株式会社	3,277,000	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,202,000	1.32
株式会社こんどう	3,018,000	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉川 奈奈	弁護士											
内上 和博	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
吉川 奈奈	○	○	○	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、また、主要取引先・大株主企業の出身者等でもないことから独立性が高く、法曹界における長年の経験を有しており、その豊富な経験を活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断するため。なお、同氏と当行は、通常の銀行取引がありますが、一般的・通例的な取引であり、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、独立性に問題はないと考えます。
						会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、また、主要取引先・大株主企業の出身者等でもないことから独立性が高く、法曹界における長年の経験を有しており、その豊富な

内上 和博	○	○	○	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	経験を活かしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断するため。なお、同氏と当行は、通常の銀行取引がありますが、一般的・通例的な取引であり、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、独立性に問題はないと考えます。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	1	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	7名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
林　正博	あり	あり	○	×	なし
朝倉　真博	あり	あり	×	○	なし
中嶋　浩顕	なし	あり	×	×	なし
井上　哲夫	なし	あり	×	×	なし
牧野　浩一	なし	なし	×	×	あり
湯浅　徹	なし	なし	×	×	あり
前田　英之	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、当事務局に所属する使用人を監査委員会の職務を補助すべき使用人と定めております。当事務局所属の使用人の異動、人事考課については監査委員会の同意を要することとしており、使用人の執行役からの独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人に対して、会計監査に関して適切に報告を求めており、その内容は会計監査人の職務遂行に関する事項の通知、監査計画書、資産査定監査に関する報告書、監査結果報告書についてであります。
監査委員会は、内部監査部門である監査グループより、経営会議で承認された内部監査計画に基づく内部監査の結果にかかる報告を受けております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

その他独立役員に関する事項
【「社外取締役独立性基準（社外取締役候補者選任基準）」の概要】
指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。

（1）経営者としての豊富な経験を有すること、または法律、会計、財務若しくは経済等の職業専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
（2）会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
a 当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）
b 当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者
c 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
d 当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
e 上記aからdに掲げる者の近親者（*6）
f 当行又はその子会社の業務執行者の近親者
g 過去1年間において上記aからfのいずれかに該当していた者
（3）社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
（4）社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（注）
（*1）当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10%を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の1%を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
（*2）業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
（*3）当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10%を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の1%を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
（*4）当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
（*5）当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
（*6）近親者とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行の執行役の報酬は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬に加え、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストックオプション報酬で構成されています。
執行役に対する賞与は、月額報酬を基礎として、前年度の当期純利益に応じて定めた業績連動比率を乗じて算定しております。
また、執行役に対するストックオプションについては、原則、毎年1回割り当てを行うこととし、割り当てられる新株予約権の詳細については、報酬委員会及び取締役会の決定並びに当行と各執行役との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	執行役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの対象者を執行役のみとしているのは、執行役の業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより強固なものとし、株主重視の経営意識を一層高めることを狙いとしております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告には、取締役、執行役及び社外取締役の区分ごとに各々の総額を開示。
有価証券報告書には、取締役、執行役及び社外取締役の区分ごとに報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方法
当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものと

し、以下の方針及び手続により報酬委員会において決定することとしております。

□方針
(1)取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
(2)執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
(3)上記(1)(2)に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
(4)取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きな等に応じて支給する月額報酬のみとする。
(5)執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬で構成するものとする。
(6)取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

□手続
(1)報酬委員会は、取締役及び執行役が受けとる個人別の報酬等の内容の決定に関する方針の決定のほか、行内の報酬規程に規定する取締役及び執行役の報酬の算定方法に基づいて、取締役及び執行役が受けとる個人別の報酬等の内容を決定する。
(2)報酬委員会は、その過半数を社外取締役とし、また報酬委員会の委員長は当該委員会の決議により社外取締役の中から選任する。
(3)報酬委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

【社外取締役のサポート体制】

監査委員会事務局に監査委員会を補助する使用人を2 名設けて社外取締役を含む監査委員会メンバーの業務のサポートを行っております。社外取締役に対しては、取締役会開催にあたり報告・議案内容の事前説明を行っているほか、当行の事業、施策の内容について担当セクションから適宜説明を行う機会を設けるなど、社外取締役の機能が円滑かつ適切に発揮されるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務の執行及び監督)
取締役会については、取締役9名(男性8名・女性1名)、うち社外取締役2 名(男性1名・女性1名)により構成されており、取締役会の開催・決議方法・付議基準等を定めた取締役会規程に従い、経営上の重要事項に係る意思決定と執行状況の監督機能が十分に確保できるよう適切な運営を行っております。特に、社外取締役については、独立した立場から高い監督機能の発揮を求めております。
また、業務執行については、執行役規程、本部職務権限規程等を定め執行役の役割を明確にするとともに、執行役の合議による決議機関である経営会議の他、収益会議・営業戦略会議・統合リスク会議・融資審査会議・業務リスク会議・顧客サポート会議・コンプライアンス会議・グループ会社会議を設置しております。
これらの会議は、代表執行役及び関連執行役により構成されており、積極的な議論を行うことで業務執行の意思決定に係る透明性を確保しております。

指名委員会は、取締役3 名(うち社外取締役2 名、委員長は社外取締役)により構成され、指名委員会規程に従い、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容等を決議しております。平成26年度は3回開催しております。

報酬委員会は、取締役3 名(うち社外取締役2 名、委員長は社外取締役)により構成され、報酬委員会規程に従い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針並びに個人別の報酬等の内容を決議しております。平成26年度は2回開催しております。

監査委員会は、取締役3 名(うち社外取締役2 名、委員長は社外取締役)により構成され、監査委員会規程に従い、監査の方針、監査計画、株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の事項について決議しております。平成26年度は14回開催しております。

(監査委員会事務局)
監査委員会事務局に監査委員会の職務を補佐する使用人2名を設けて、社外取締役を含む監査委員会メンバーの業務のサポートを行っております。

(内部監査)
内部監査部門である監査グループは、内部監査計画に基づき監査委員会事務局を除く全ての業務担当部署及びグループ会社を対象として監査を行い、問題点の是正管理を適切に実施しております。

(会計監査人監査)
当行の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、実査及び会計帳簿等の閲覧に当たっては、適切な情報の提供を行い監査を受けております。会計監査の業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員　浜田 亘
指定有限責任社員 業務執行社員　松本 大明
指定有限責任社員 業務執行社員　轡田 留美子

また、有限責任 あずさ監査法人の監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他15名であります。

(独立役員の確保の状況)
社外取締役の吉川奈奈、内上和博の2氏は有価証券上場規定第436条の2に規定する独立役員であります。

(社外取締役の役割や機能)
当行は、指名委員会等設置会社として、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3委員会を設置しており、各委員会の構成員は社外取締役が過半数を占めております。社外取締役は各委員会の構成員としての職務を通じて企業統治体制構築に務めております。また取締役会では、経営上の重要事項に係る意思決定と執行状況の監督機能が十分に確保できるよう、独立した立場から高い監督機能を求めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行と監督の分離によるガバナンス態勢の強化」「業務執行の決定権限の委任による業務執行のスピードアップ」「社外取締役が過半数を占める3 委員会の設置による経営の透明性向上」を目的として、2007 年6 月より委員会設置会社(※)に移行しております(※2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、「指名委員会等設置会社」へ改称)。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成10 年6 月開催の定時株主総会から集中日を回避し開催。平成27年は6月20日（土曜日）に開催。
電磁的方法による議決権の行使	平成15 年6 月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権行使を実施。
その他	平成15 年6 月開催の定時株主総会から電磁的方法による招集通知の発送を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・平成26年7月2日 説明者：伊東頭取（伊東会長）　場所：福井市 ・平成26年7月18日 説明者：伊東頭取（伊東会長）　場所：福井市 ・平成26年7月25日 説明者：伊東頭取（伊東会長）　場所：越前市 ・平成26年9月18日 説明者：林専務（林頭取）　場所：金沢市 ・平成26年12月5日 説明者：伊東頭取（伊東会長）　場所：福井市	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報や決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、ミニ・ディスクロージャー、アニュアル・レポート、当行の株価情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画グループ ブランド戦略チーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」という当行設立時からの地域への想いを企業理念としております。 企業理念の実現に向け、お客さま（地域）、株主の方々（投資家のみなさま）、当行グループ職員など、あらゆるステークホルダーの満足の実現に努めております。
その他	役員への女性の登用状況 当行の役員（取締役及び執行役）の数は12名であり、その男女別の内訳は、男性11名・女性1名であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行の内部統制システムに関する基本的な考え方を明らかにするものとして、会社法に基づく内部統制に関する決議を行っております。その内容は以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

〇監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務執行を補助するため、取締役会の決議に基づき、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

〇前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保することとしております。

・監査委員会事務局の使用人の異動・人事考課等については、監査委員会の同意を要することとしております。

〇監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の指示に従い、執行役の職務の執行状況の報告を求め、当行及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査を行うこととしております。

・監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、監査委員会に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができます。

〇当行グループの役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・当行グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

・当行グループの役職員は、監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行うこととしております。

〇報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当行及びグループ会社では、「コンプライアンス・マニュアル」にて、法令違反や不正行為に関する内部通報制度を整備することとしております。

・「コンプライアンス・マニュアル」では、報告者に対し人事上その他の不利益を与えることを禁じております。

〇監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないと当行が証明した場合を除き、当行がその費用又は債務を負担することとしております。

〇その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表執行役頭取は、監査委員と定期的に意見交換会を実施し、監査委員より監査環境の整備等について要請があれば誠実に協議を行うこととしております。

・監査委員は、執行役が参加する重要な会議等に出席することとしております。

・内部監査部門である監査グループは、適切な監査情報の提供を行うなど、監査委員会の円滑な職務遂行のための協力関係を適正に確保することとしております。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制

〇執行役及びグループ会社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・重要な書類等については、社内規程に基づいて保存年限を定め、適切な文書管理態勢の整備を図ることとしております。

・監査委員会は、執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。

〇当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理態勢の確立を図るために「リスク管理の基本方針」等を制定し、リスク管理の対応方針及び各種リスクを管理する統括部署を定めて適切なリスク管理を行うこととしております。

・リスク管理に関する重要な事項の協議・決定の場として、「統合リスク会議」「業務リスク会議」「グループ会社会議」を設置することとしております。

・災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「危機管理計画」を定めて統一的な危機管理対応を実施することとしております。

〇執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、経営の基本方針及び重要な事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督することとしております。

・執行役は、取締役会において定めた「経営の基本方針」、「職務分掌」等に基づき業務執行を行うこととしております。

・執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において、適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

・「グループ会社会議」においてグループ会社の業務運営管理に関する重要な事項を決定することとしております。

〇執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を定め、当行グループの役職員はこれを遵守することとしております。

・コンプライアンスの統括部署としてリスク統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立を図っております。また、コンプライアンスに関する重要な事項の協議・決定の場として「コンプライアンス会議」を設置しております。

・取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

・不正行為等の未然防止と早期解決を図るために、コンプライアンスに関する相談・報告制度を整備・運用しております。当行グループの役職員は、法令等に反する行為や不正な行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはリスク統括グループ等に報告することとしており、これらの行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。

・当行グループの職員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るために監査グループを置き、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施することとしております。

〇当行及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行グループの役職員が、職務を遂行するにあたって遵守すべき基準として「コンプライアンス・マニュアル」に行動規範を定めております。

・グループ会社の統括部署を経営企画グループとするとともに、社内規程に基づいて各所管部署を定め、業務運営状況について定期的報告を義務付けるとともに、「グループ会社会議」を設け連携を図ることとしております。

・監査グループが、当行及びグループ会社において適正かつ効率的な業務運営態勢の構築・運営がなされているかを定期的に内部監査することとしております。

・当行及びグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための態勢を整備することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりであります。
・公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力隔絶宣言」、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。
・反社会的勢力に対する対応を統括する部署をリスク統括グループに設け、社内関係部門及び外部専門機関との協力態勢を整備しております。
・反社会的勢力に対しては、統括部署を中心に外部専門機関と連携し関係を遮断するとともに、関係を把握した場合は速やかに取引解消を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制

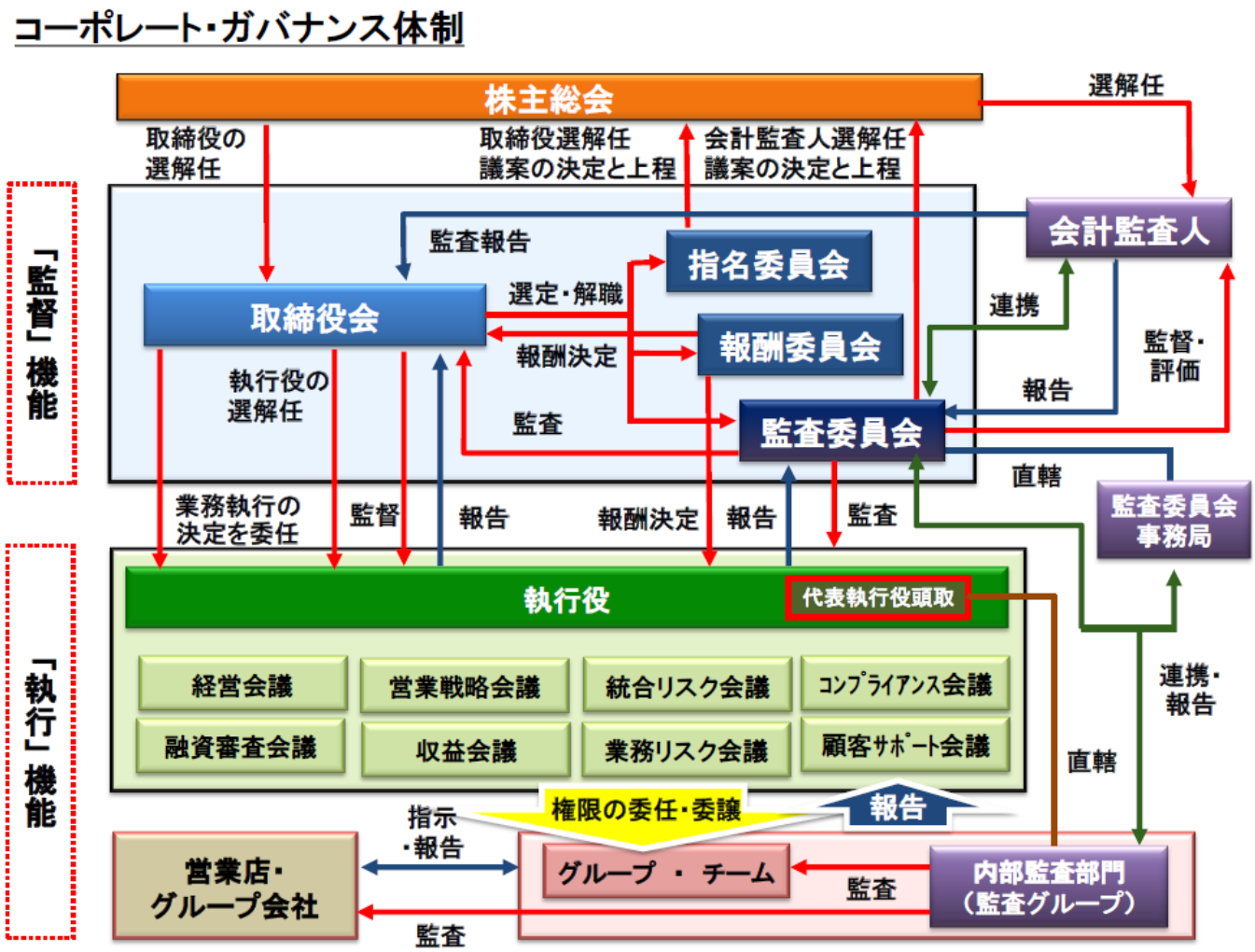

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当行は、経営の透明性を高め、市場規律による経営の自己規正を促し、投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる情報を、適切な時期に適切な方法により正確な開示を行うために、「情報開示の基本方針」を制定しております。

また、情報開示の具体的規程・基準を示すものとして「情報開示規程」「情報開示基準書」を制定しております。

本規程・基準書では、開示が必要な重要情報について定義し、各部署・関係会社の所属長は重要情報に該当する事項の決定や事象が発生した場合は、開示実施部署である経営企画グループ経営管理チームに報告することを義務付けております。開示実施部署では、集約された情報が金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程により開示が要請されている重要情報、ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報かどうかを判断し、開示が必要と判断した場合には、担当執行役に協議し、適時・適切に開示しております。

また、未公表の重要情報については、「内部者取引管理規程」に基づき管理することで、情報の漏洩防止に努めております。

なお、当行の会社情報の適時開示に至るまでの流れは別紙のとおりです。

（別紙）

〈会社情報の適時開示に係る社内体制図〉

